

補償コンサルタント登録規程

昭和59年9月21日
建設省告示第1341号

改正 平成元年4月17日 建設省告示第1010号
平成6年5月11日 建設省告示第1369号
平成12年3月31日 建設省告示第1017号
平成12年12月28日 建設省告示第2538号
平成15年4月28日 国土交通省告示第458号
平成16年4月14日 国土交通省告示第470号
平成18年3月31日 国土交通省告示第456号
平成19年8月27日 国土交通省告示第1141号
平成20年10月1日 国土交通省告示第1177号

(目的)

第1条 この規程は、補償コンサルタントの登録について必要な事項を定め、その業務の適正を図ることにより、公共事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保に資することを目的とする。

(登録)

第2条 補償コンサルタント（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。）のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録部門に係る補償業務を行う者は、登録の更新を受けることができる。

(登録の要件)

第3条 登録を受けようとする者（前条第3項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当する者を置く者であること。ただし、総合補償部門の登録を受けようとする者にあつては、当該部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者は、イに該当する者であつて補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの、又はこれと同程度の実務の経験を有するものとして国土交通大臣が認定した者でなければならない。

イ 当該登録部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有するものと認定した者

二 補償業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

三 法人である場合においては当該法人及びその役員が、個人である場合においてはその者及び当該個人の支配人が、補償業務に関する契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

一 商号又は名称

二 営業所（本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）の名称及び所在地

- 三 法人である場合においてはその資本金額（出資総額を含む。）及び役員の名、個人である場合においてはその氏名及び支配人があるときはその者の氏名
- 四 登録を受けようとする登録部門及び当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で前条第一号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第1号ただし書に該当する者）の氏名
- 五 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に行うものとする。
- 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第4号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる書類）を添付するものとする。
 - 一 補償業務経歴書（別記様式第2号）
 - 二 直前3年の各事業年度における事業収入金額（他に営業を行つている場合においては、当該事業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第3号）
 - 三 使用人数を記載した書面（別記様式第4号）
 - 四 前条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第5号）
 - 五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人が第6条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第6号）
 - 六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及びその支配人）及び法定代理人の略歴書（別記様式第7号）
 - 七 法人である場合においては、直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（別記様式第8号から第11号まで）
 - 八 個人である場合においては、直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（別記様式第12号及び第13号）
 - 九 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書
 - 十 営業の沿革を記載した書面（別記様式第14号）
 - 十一 補償コンサルタントの組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称及び当該団体に所属した年月日を記載した書面（別記様式第15号）
- 4 登録を受けようとする者は、関係書類正本1通を提出するものとする。

（登録の実施）
- 第5条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）
- 第6条 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。
 - 一 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 第12条第1項第4号、第8号、第10号又は第11号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から2年を経過しない者
 - 三 1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - 四 第11条第1項の規定により登録を停止され、その停止の期間が経過しない者
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれか

に該当するもの

六 法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第12条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの

七 個人でその支配人のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第12条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（現況報告書等の提出）

第7条 登録を受けた者（第2条第3項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後4月以内に、現況報告書（別記様式第16号）及び第4条第3項第7号又は第8号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

2 第4条第4項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

（変更等の届出）

第8条 登録を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、30日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第17号）及びその変更が次に掲げるものであるときは当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書

二 第4条第1項第3号に掲げる事項のうち役員又は支配人の新任に係る変更 当該役員又は支配人に係る第4条第3項第5号及び第6号に掲げる書類

三 第4条第1項第4号に掲げる事項のうち登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で第3条第1号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第1号ただし書に該当する者）に係る変更 当該変更に係る第4条第3項第4号に掲げる書面

2 第3条（第2号を除く。）の規定は前項の変更届出書を提出しようとする者について、第4条第4項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第5条第1項及び第6条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。

3 登録を受けた者は、第3条第1号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第6条第1項第1号、第3号若しくは第5号から第7号までの規定に該当するに至つたときは、2週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

（登録部門の追加）

第9条 登録を受けた者が他の登録部門について登録の追加を受けようとするときは、国土交通大臣に、登録追加申請書（別記様式第18号）を提出するものとする。

2 前項の登録追加申請書には、当該登録の追加を受けようとする登録部門に関する第4条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

3 第3条（第2号及び第3号を除く。）の規定は第1項の登録の追加を受けようとする者について、第4条第4項の規定は第1項の登録追加申請書及び前項の書類の提出について、第5条及び第6条の規定は第1項の登録追加申請書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第10条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 登録を受けた登録部門に係る業務を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあつては、その役員）

（登録の停止等）

第 11 条 国土交通大臣は、登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をした場合には、1年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録簿に当該停止の事実及びその理由を明示するものとする。

3 第 1 項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。

4 第 6 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

（登録の消除）

第 12 条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

一 第 10 条の規定による届出があつたとき。

二 前号の届出がなくて第 10 条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

五 第 8 条第 3 項の規定による届出があつたとき。

六 前号の届出がなくて第 3 条第 1 号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。

七 第 5 号の届出がなくて第 6 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 7 号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。

八 登録を受けた者（法人である場合においては当該法人又はその役員、個人である場合においては当該個人又はその支配人）がその業務に関し不誠実な行為をし、情状が特に重いつき。

九 正当な理由がなくて第 7 条第 1 項の現況報告書又は第 8 条第 1 項の変更届出書の提出を怠つたとき。

十 第 7 条第 1 項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。

十一 前条第 3 項の規定に違反したとき。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

（弁明の聴取）

第 13 条 国土交通大臣は、第 11 条第 1 項の規定による登録の停止又は前条第 1 項の規定による消除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消除事由が、前条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び同項第 5 号から第 7 号までの各号のいずれかに該当する場合であつて、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。

2 前項による弁明の聴取を行う場合にあつては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章第 2 節の規定に準じて行うものとする。

（登録簿の閲覧等）

第 14 条 国土交通大臣は、登録簿並びに第 4 条第 3 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

2 国、地方公共団体その他の者は、補償業務の発注に関し必要がある場合においては、第 7 条第 1 項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

（権限の委任）

第 15 条 この告示に規定する国土交通大臣の権限は、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の本店の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 17 日建設省告示第 1010 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 11 日建設省告示第 1369 号）

この告示は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日建設省告示第 1017 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例 によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例 による。

附 則（平成 12 年 12 月 28 日建設省告示第 2538 号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 28 日国土交通省告示第 458 号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 14 日国土交通省告示第 470 号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定は、平成 16 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る書類に ついて適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 8 月 27 日国土交通省告示第 1141 号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定のうち別記様式各号に掲げる書類であつてこの告示の施行後 最初に到来する決算期以前の事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3 この告示による改正前の補償コンサルタント登録規定第 13 条から第 16 条までの規定による手続 に ついては、平成 19 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日国土交通省告示第 1177 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

登 録 部 門
土地調査部門
土地評価部門
物件部門
機械工作物部門
営業補償・特殊補償部門
事業損失部門
補償関連部門
総合補償部門